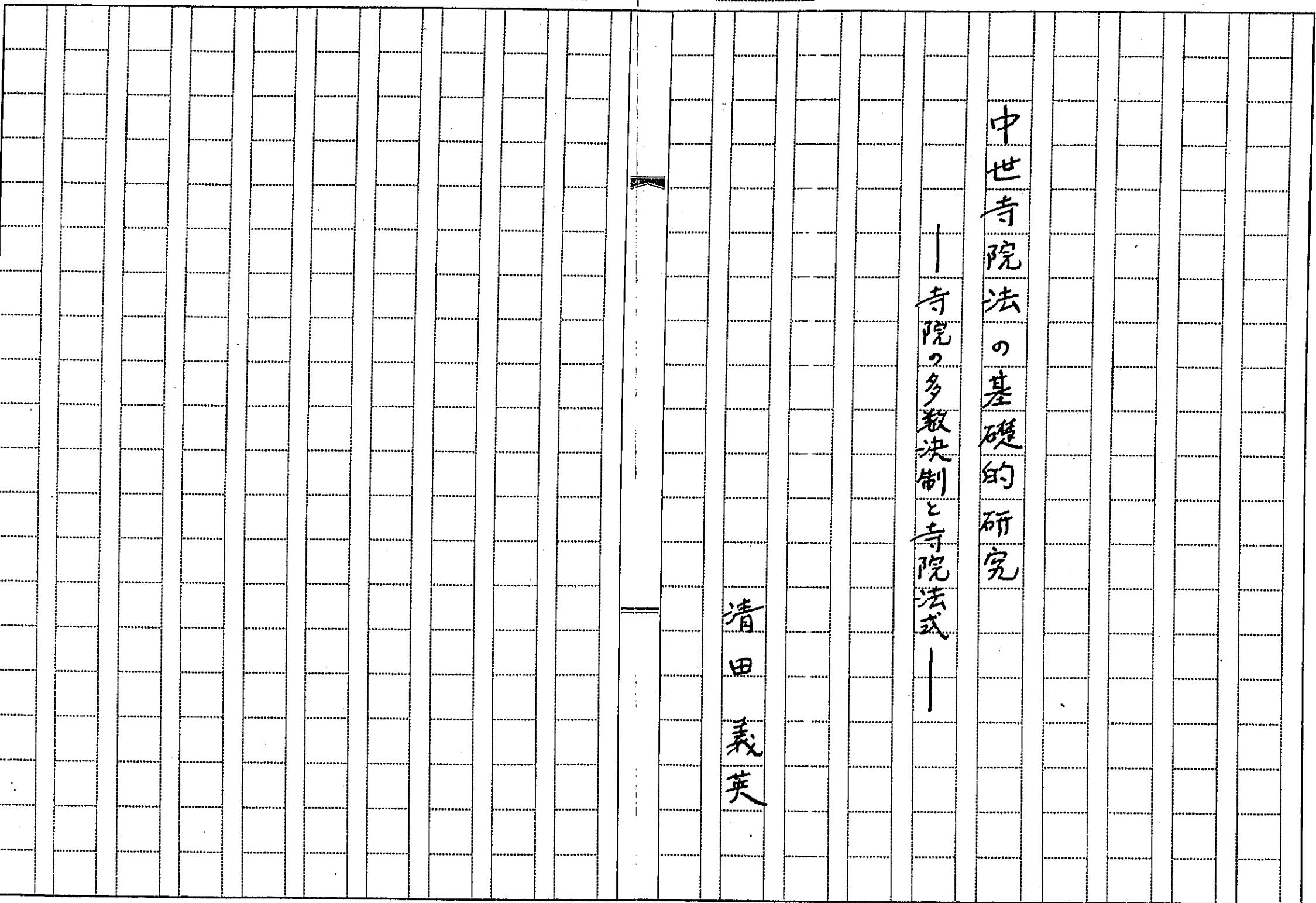


中世寺院法の基礎的研究

—寺院の多教決制と寺院法式—

清田義英



わが國中世寺院法の研究は、概して武家法期が長かった。しかし、近年の寺院史研究の治況は、この分野にも関心を向けさせてきて、いる。とはい之、寺院法研究は、寺院史や法制史の研究の中では、他の分野に比べてまだとくに乏しい現況であることは変わりはない。

本論文の構成は、中世寺院法研究の基礎的作業である多數決制を根幹とした寺院集会法と寺院法式の左記のような内容の二編からなるが、この兩編はとせに密接にかかわる問題であり、この兩編の基礎的作業の実証的方法による論究が、中世寺院法を論ずる際に必要不可欠となる。

はしがき

第一編 中世寺院多數決制

序言

第二章 大衆會議

はじめに

## 第一節 興福寺の大衆會議

### 第二節 富山の大衆會議

#### 第三節 全会一致制

おりに

## 第三章 寺院集会法

### 第一節 寺院集会の精神

#### 一 集会日

#### 二 集会召集の手続

#### 三 集会出席に關する規定

##### 1 出席の規定

##### 2 不參の手続

##### 3 不參者の罪科規定

#### 四 定足数の規定と參加資格

#### 五 集会規定の規準法規

## 第四章 寺院の多數決制

### 第一節 多分の法

### 第二節 合点の法

はじめに

一 合点に関する記録

二 合点の方法——合点状——

第三節 多分状

一 東大寺文書の「落書状」

二 東大寺文書の「落書状」

三 東寺百合文書の「支配状」

四 醍醐寺文書の「某注文」

五 大葉院文書の「評定記」

第四節 集会の決議

(付)

第二編 中世寺院法式

序言

第一章 寺院法

第二章 寺院法式

第一節 鎌倉期の寺院法式

序論

二 内山永久寺の寺院法式

はじめに

1 永久寺の古記録

2 永久寺の寺院組織

6	5	4	3	2	1	はじめに	おわりに	3	1	2	1	はじめに	おわりに
衆議制の変遷	寺中検断	法式にナラれる禁制	正平式目レの制定	鶴淵寺の寺院法式	雲州鶴淵寺の寺院法式	第二節 南北朝期の寺院法式	一 序論	検断と大犯	伝法会に關する	金剛寺の根本法式	河内金剛寺の寺院法式	永久寺の根本法式	法式にナラれる禁制

おわりに

### 第三節 室町期の寺院法式

#### 一、序論

#### 二、法華寺院の寺院法式

はじめに

1 本成寺規式と本能寺法度

2 法式にみらるる禁制

3 大犯三箇条

4 閣妙顯寺後住選仕の一件

おわりに

### 三、淨土宗寺院の寺院法式

はじめに

1 白旗派寺院の寺院法式

2 法式にみらるる禁制

3 兩成敗法

おわりに

### 付録 中世寺院法式集

第一編は、わが國の寺院法の重要な一環と

して、中世寺院の多数決制を根幹とした集会

法をとりあげ、今までに蒐集し得た新史料な

どにより、従来の論考を補足し深化させ。分明な問題点を究明し、さらに新たな論点を加えてその実態と明らかにしたものである。

先ず序言で、多数決は民主政治の基本的ルールだとよくいわれるが、しかし、終戦後の日本の中央政界をみると、定足数や白紙委任類似のからくりによつて、少數の意見があたかも多數の意見であるがのようになされ、民主主義といふ名の下に、少數者の独裁が行われたり。また、きめめて明白な多數を單なる偶然の数とみなししてこれを否認しようとするとよろに、しばしば多数決は混乱の象徴でもつた。かつて津田左右吉氏は、多数の意見がどうして「多數レ」とはるかの心理的考察に心を示された。「多數の意見はほんとうの多數の意見なのかな」、実は少數者の意見なのかな、又は漠然たるは一人の指導者の意見なのかな、場合によつてそれはいろいろあらう。それがどうして多數の意見といふ形をとるやうにならるかが、

僕にとつては古しろ興味ある問題である。

## 二の指導者の意見が多數の意見となるに

いろいろの経路がある。そ水が考へら水る

と政党心理などもよくわかるはずであり、

大衆運動の意味も明かになる」とりわれ

たものであります。

多數決制には今日なお不分明な部分が多く残されている。所詮民主主義は相対の原理に

いたつものであります。絶対的なものはあり得ない。そ水故多數決にしたがうことは既定の事実ではあつ反かずでに中世寺院において

定足数の規定がみられ無記名投票による

多數決原理まで採用されさらには多數の横

暴に對する対策も考えられてゐた。一通多分

レとしながらも一仕道理レといふ原則をとり入れ

導き認定してゐた。民主主義思想の中でも

多分レと一道理レにしむかうとのこの二要

素は容易に両立させかねかうままずきの石

あつた。一多分レにせかねかえれば、道理

に反した衆愚が實現しかねないし、一道理

に

政治が実現しかねない。そのことと西欧思想  
史と政治史の脈絡において我々は多く実感し  
てきている。西欧より早く多くの難問を自覺し  
てゐたらしく、これは注目に値するとして、中世  
寺院の多數決制の重視点を指摘した。  
第一章では、先行の研究史に触れるとしても  
に、律令制の弛緩とともにう僧綱制喪失のあ  
と、それに代わって寺院自身の自衛的な自治  
体制が強化され、庄园社会への移行とともに  
つて集会制度が發展し、一層それが組織化され  
て寺院法の中核的存在となつたとして、中世  
寺院集会制度の寺院法上に占める位置を明確  
にした。また、各々独自の発達を示した寺院  
集会は、多くの種類の多數・規模の宏壯・集会  
相互間の関係など、仏教教団の特殊性を反映  
してきぬめて複雑多岐であつたが、しかし、  
寺院集会には複雜の中にも「衆」を中心とする  
る興福寺型、「子院」へ支院を中心とする

叡山型

これら二地は二者を併用する高野山

叡山型

型の三類型に分類できるとした。

第二章では、先ず寺院集会の実態をみるとした。

寺院集会の最高の会議であり、寺院

全体の意思決定上重要であつた大衆會議につくにし。

ての考察である。衆議の絶対性を誇つた南北

都北嶺は、その大きな勢力をもつて本来的

な宗教的な信仰的な使命とは離れて政治的な方

面に向志之れ。その闘争的かつ恣意的な工夫

ルギーを発散して、為政者に圧力をかけ、社

会と繋がるが、その強訴などの集団的行動

の原動力となつたのは大衆の強固な團結であり。

そこには大衆會議の活躍があつた。そ

の南都北嶺の金堂前會議と三塔會議といつて、

大衆會議の実態を繪巻物や叡山文庫所蔵の新

史料などを見照り引用して鮮明にした。

第一節では、寺院集会法—集会規定の分析で

集会における心構えについていろいろと制約

を受けたが、集会の精神として要請の水たま

のは、仏敎敎団の理想、僧伽知合の精神である。

一味知合は教団生活の当為の倫理である。

上ともに、集会の運営にあたって不可欠の精神でもあつた。集会の精神が僧衆の一昧同

心レを基本とする一山知合の成立を求めるものであつたことを指摘し乍。

次に、自由にして闊達な論議をつくし、あ

らゆる困難な条件を止揚して集会を成功に導

くためには、その前提となるべき諸規定なり

し制約が望まれたが、それらの諸規定の分析

を中心考察して、最ものが第二節である。先ず

例集会日決定では、その式日の決定として、月

例集会日決定について諸大寺の異同をみ、

水を平時と緊急時の二つの場合につき各事例

によつてその決定の方法を詳論した。また、

年間にわたる定期的集会の開催は、僧團本來

の行事につき多くみられ、形式的にはあつて儀式的色彩豊かに厳正な行儀によつて規制

・運営されていた点などを指摘した。次いで

集会の円滑なる運用には開催への諸手続の

整備が要請されたが、一集合召集の手続上で

は、前もつての触状など、当日集合の合図と

しての貝鐘・太鼓の法器使用、さうに触回・伝達についての職制・罰則による規定の

伝達に付いての職制・罰則による規定の

よいんでいたことなどを詳論した。次に一集

会出欠に関する規定」では、集合出席次順序や

規定を考察し、集合出席への集合出席次順序や  
会出欠に付いての職制・罰則による規定の  
性を示しながら、寺院かいがに集合出席の防  
出欠点検などに言及し、各寺院を水を撒きの特  
止に腐心していらかを詳論した。また、今日

止に腐心していらかを詳論した。また、今日

的意味における欠席届が起請文へ書文との提  
出を踏んでもる」と、集合不参者・通参者に

対する罰則、その罰則の種類は各寺院毎に特

異性が認められ、かつ集合の種類によつてセ

テの軽重の差がある。形式的には画一性は認

められないと認められる。内容的には一部の力役的な労

役などを除いて料錢納入の經濟的罰則の多さ

点など正明らかにしら。次いで「定足数の規

定と参加資格では、衆議尊重の精神に出で

る定足数の規定のあつたことや、集合召集の

僧侶に資格の限定のあるた點などさ明らかに

し・集合の種別あるいは特殊性に応ずる評定

衆としての制約が存してりたことを指摘した

。一集会規定の標準法規レでは、以上みて  
た寺院集会成立の諸規定の源流なし規範に  
つき、その直接的な母体・素因についての考

察下、法会の盛行とそれとともに法会儀式  
めよりは規則の先例が、集会開催にあたつて  
規準法規となつたことを教団の特殊性よりし  
て首肯を求むことを各寺の事例により明ら  
にした。

第四章は、本編の根幹をなすもので、集会

の眼目とちいえる議決、その議決の方法は集  
会制度の生命であり、この規定の円滑な活用  
をまつてはじめて集会は有機的な活動をみ  
るのである。従来多數決制は周知のこととさ  
れていますが、しかしながら、そこには

不分明な部分が多く残されています。しかし、  
は未だ明確に之を得ていないので、本章では蒐集

し得史料により新たな論点を加えておがうそ

の実態を実証的に究明したものである。

第一節では、集会の議決は多數決の原理に

上つてなまくもので、集会制度を有する中

世諸寺院の根本的かつまた普遍的な原則であつた

つて、当代寺院運営に不可欠の慣習であつた

しかも「随多分レ」としながら「仕道理レ」の

原則さも「道道理レ」の体現者としての宿老

の指導を認容していふこと、「つまり集会の議

決に際し、宿老の道理が畢竟に流水る多數決

の欠陥を補うよう要請されていふ点などと云

州鷲淵寺の文書などにより明確にし、宿老に

よる「多分の法レ」の制限が、程度の差こそあ

れ各寺院に共通し、左傾向である反対ニとを確認

し左。

第二節では、多分の法によつて行われを集

会は、その表决にあらつて「合点」が採用され、  
てい反対ニとを明確にし、合点が無記名投票

古文書へ合点状を示して、合点が無記名投票

票であるニとの実態を実証した。そして陽明

文庫蔵の「清原頬業消息」中にも合点云々の

語がみえることを指摘し、東大寺では鎌倉期

には合点の効用を遺憾なく發揮していたこと

また、東寺関係の文書中の合点状を精査し

その形式ないし方法などについても詳論した。

第三節では、点数などを引点へ合点)であ

らわし記録した類の文書をここでは「多分状

レと呼んだが、先の合点状もこれに該当する

。このような「多分状」類を東大寺文書中から

寺百合文書・醍醐寺文書・大乘院文書中から

示し、その形式はいし方法などについて検討

しその実態を明らかにした。とくに東大寺

文書の犯人摘發に際しての検断法である「落

書起請」では、二形態の多分状がみられるこ

とを指摘し、また、「落書」に関する二・三

の新たなる論点にも言及した。

第四節は、本編の結語的意味をもつもので

中世寺院運営の核心となつたものは「多分

の法」であり、この原理こそ寺院の有機的な

活動源であり、この原理の運用の妙味によつ

て、寺院を背景として幾度か史上に驚異的と  
之を鬼われる躍動王子と僧衆の真価はよく  
發揮された。寺院集会が多數意見の集約にあ  
石り、一種の無記名投票とセイアベキ表决法  
を採用し、しかもノ道理レを踏まえてその健  
全性を強調し石が、この集会の決議は、草に  
集会者同志の約束または宣誓だけにとどまら  
ず、集会者を拘束する一種の規約であると同  
時に律法でもつたこと、次いで、集会の置文  
契状・事書などは普通二通作成し石ニと  
えして一神水(集会)レなどに言及し、おわりに  
歴史的諸条件の要請に応じ得た寺院集会も、  
時代の推移とともにその効用において予期し  
ない結果をもたらすことになり、当代末に訪  
れる下剋上の風潮は、わが教団をしてその因  
外におかなかつた。興福寺大乘院の尊尊が述  
懐したように、教団分裂の危機を救つた集会  
合意の法も、下剋上の風潮を促進し、結果的  
には新旧勢力の交替に組織的な力をもつよ  
うになつた点を指摘し石。

と乙ろ飛。

寺院法の具体的なかたちは比較

的形の整つた法・規範として一種の成文法  
といえる。法式レとしてあらわれる。第二編

は、寺院法式の分析を中心とし古考察である。

“この方面の研究はほとんど牛歩づけられておらず。寺院法式を正面立てとりあてて論考には未だ接し得ていはない。先ず序言にありて寺院法へ寺法とは広義では寺院に關する

て。一切の法制をさし。國家が寺家に対してもつ統教權と寺院みずからがその内部を規制する

治教權の兩者が含まれる。狭義では治教權によるものとえし。寺院みずからが權力發動によるもとづりて制定される律法であることを明示し左。

第一章では、わが国の寺院法の変遷を総括的にみたもので、中世寺院法の主流は狭義の

寺院法で、興福寺・巖山・東大寺・東寺・高野山などの諸大寺の立法権は国家の牛歩づけられ

て多數の僧侶の評議によつて法が定められることを明確にし左。

主要な法源と

なつてこと

とを明確にし左。

## 第二章では、鎌倉・南北朝・室町の各時期

における注目すべき寺院法式と有する寺院を  
とりあげ、それらの寺院の法式の分析。とく  
にそこにはみられる禁制や罪科のあり方などさ  
とおして、当時の寺院の体質が窺知できれば  
と努めた。先ず第一節「鎌倉期の寺院法式」  
では、序論で鎌倉期の寺院法式の概要を論じ  
はば平均的に法式が制定されていける寺院とし  
て、大和の永久寺と河内の金剛寺があげられ  
て、大和の永久寺と河内の金剛寺があげられ  
る二と、しかも両寺の根本法式が鎌倉期に定  
められていふことを指摘し、この両寺を鎌倉  
期の代表格として次項で詳論した。高野山で  
は、鎌倉中期に根本法式といひ之る寺院法式が  
定められ、それらの法式を三つのケーラスに分  
類して論述した。また、鎌倉後期の「東大寺」  
年預所記録に注目し、そこには収められた  
る檢断・集会法などに関する法式、そして山城  
の海住山寺の法式などにも言及した。次へ

止め、幻の寺院と化した内山永久寺の寺院法

式の考察である。永久寺は興福寺大集院を本所としてその末寺となり、之うちに密教を奉ず

ることから東寺の末寺となり、また、当山

派の修験を伝て、ここに法相真言兩宗兼帝寺院として繁榮したが、先ずは当寺の寺史と

次いで、東京国立博物館蔵へ成竇堂文庫しの内山記

山記の兩記に収載され、てりる法式を整理

し、それらの法式の様式などに言及した。

た、永久寺の寺院大衆が宇衆と禪衆に大別さ

れ、この他に下部集団として法師原があり、之

となど寺院組織に触れ、次いで、根本法式が

検討を行い、又内山之記に収載の根本法式の

その書字の際に篆文の脱落、配列順を記し

る年号も転写の際に誤らぬ最もりと考之うれ

る点などを指摘した。これら十四項目にみる

禁制条目を整理し、之れを十四个方面に分

禁制について、同時期の他寺院の主として

教権による法式をも比較参考の資料として煩を治

詳論したが、そこには「去座可逃レの法、兩成敗法、僧物、仙物などといふに論点が見い

出之水る。おりに鎌倉期の永久寺は、最も輝かしくその偉容を誇つたときでもあるが

集会法、法会法も比較的早い時期に整つて

おり、当寺の重要な取り決めは僧衆等の自治によろ評議によつて定められ、法式が作成さ

れ。その規制する方面は甚だ広範囲にわたり、これにより多くの法式の多くは連署状の様式さと

てりる。その法式の多くは連署状の様式さと

つており、僧衆等の自治が法式の源泉になつてゐる。その法式の多くは連署状の様式さと

て山石などと論じる。

往古は觀心寺・河合寺とともに河内の三大刹次へ三つは、河内天野川の峡谷に位置し、といゆ水、南朝ゆかりの寺院として知られる。金剛寺の寺院法式の考察である。先ず金剛寺の寺史・寺院組織などについて論じ、次いで、の本願置文とといゆ水を建久二年へ一一九一の本願置文以下六通の根本法式のうちの一つ阿觀置文とといゆ水を建久二年へ一一九一の四通の法式について論述し、金剛

寺の儀は高野山の儀を模してといがれ養知

元年へ一一八一に伝法会が始行之れ。岸頭

の孝状をもつて三十二口の孝岸が選ばれて春

致二孝伝法大会が行われた。この伝法会に開

する法会法について検討し。その罪科のあり

方などにも言及した。次いで、根本法式には

みられなり内宿をもつ元亨四年へ一三二四

の「金剛寺条目」に注目し検討し。寺中の悪

行に対する条目であるこの法式は、当寺・当

制定であつたことを明らかにした。当法式に

は殺害・放火・盜犯を「惡行」と記してお

るようになるが、鎌倉期の寺院社会では「大

南北朝期になるとそれらを「大犯」と称す

るようになるが、高野山の事例

とおして考察し、放火・殺害・盜犯などを「

大犯」と称していふこと。

大犯三箇条とも一致する点などを指摘し

た。おりに金剛寺の評定衆制について、

長元年（一一一〇）の評定置文の一節に触水

ながら武家法と寺院法とのかかわりの問題に言及した。

## 第二節 南北朝期の寺院法式の概要を論じ。この期

で南北朝期の寺院法式の概要を論じ。序論  
の注目すべき法式として、東寺の根本法式で  
ある慶應五年（一一四二）の「鎮守八幡官供

僧中評定式」目レと承永三年（一一四四）の「  
学衆中評定式」目レの二通の集会法と、東寺の  
中核となす廿一口供僧の選定に際しての資格

と選定手続などを行なった貞和五年（一一四九）

の「根本廿一口供僧法式」をあげ。二通の  
集会法の比較検討などを行い、次いで、鎌倉

新仏教寺院の法式として、禅宗寺院の寺院法

式があげられる。当時は各法系の高僧等による法

式が集中しており、中でも現在の臨済宗諸派

の法系上の源流として注目される南浦紹明を

派祖とする大應派に注視すべき法式がみられ

る。とくに大徳寺の織翁義亨による五通の法

式をあげて述べた。なお、南北朝期の最も注

目すべき寺院法式として。その条数、内容な

ど。その規定の精緻にして体系的で、中世諸大寺の寺院法式を凌ぐものとして、次項で詳論した雲州鶴淵寺の「正平式」目レがあげられ  
る。

次(ニ)は、出雲大社の背後にあたる平田市別所町の地に存し、叢山の末寺でもと出雲大社の別当寺であつた鶴淵寺の寺院法式の考

察である。天台宗の古刹鶴淵寺は、かつては多くの寺領を擁し、広大な寺域には堂塔僧房

が建ち並んでいたが、現今は古の姿をうかがい難い。当寺の伽藍の構造や寺院組織などは本寺叢山に倣つているが、寺院組織については鎌倉・南北朝期は興福寺の組織に近く、本寺期になると本寺に近いから立ちをとつてりる。室町期になると本寺に近づき、鶴淵寺蔵の室町後期の字本である「正平式」目レに注目し、その法式の字本である「正平式」目レに注目し、その法式の制定経緯を詳述し、このとを指摘し、次いで、鶴淵寺蔵の室町後期

の字本である「正平式」目レに注目し、その法式の制定経緯を詳述し、主として治教權による法式をも参考にしながら、その制定の背景を整理し、同時期の他寺院の法式に

う詳論し乍。そして寺中檢斷にも触れ。とくに罪科として死罪の規定がみられる点に注視し。中世寺院の死罪の規定がみられる点に注視する。

の衆議制の三段階の変遷過程を追つて考察し。その集会運営にも触れ。そこには法高き宿老等の存在が重きをなしてゐる。また、当寺の意見は少數であつても多數の意見より優越的である。これは法高き宿老等の存在が重きをなしてゐる。また、当寺の意見は少數であつても多數の意見より優越的である。これは法高き宿老等の存在が重きをなしてゐる。

し。浮言非理の説は多數なりと雖もこれを棄却すべきであつて点などと指摘した。おわりに一法式としての「正平式」目録を石場合。

この法式の制定が南北朝期の社会状況下にあって鷹淵寺と本寺巌山の二派至れりの恩わくが一面ではその背景にあつてか。その後の時代の推移にともなりこの法式の規範性は次第にゆるぎ、失われ形骸化が進むことになると諭じる。

第三節 室町期の寺院法式

室町期の寺院法式では、序論で室町期の寺院法式の中比較的形の整つたと鎌倉新仙教寺院の中に比較的形の整つたとみた法華寺院。

浄土宗寺院の法式には注目すべきものがある

林の樹立に努め。その一環として派祖南浦紹

明を師とする滅宗宗興は尾張に妙興寺を開創しており、室町中期当寺經營の中心であつた

天祥庵には塔頭・末寺の坊主等に関する法式が残されてゐる。また、当寺には十七人で構成された評定衆制がおかれていた点などにも

言及した。大徳寺には室町期を通じて役者塔地二十通以上認められ、とくに危崎の広徳寺

主等の評定により決められた規式・壁書なども

に出之れど規式などにも注目すべき法式があり

らである。旧仙教寺院の中では室町期に寺院法式

が集中して残されていいる寺院として河内の觀心寺があげられ、『衆議評定事書』類を多く

含んだ当時期の觀心寺の法式は六十通以上に

もあり、その中でもとくに注目すべき法式を五通程あげて論じた。

一人である日朗の門流へ比企谷門流につな

がる各門家教団に伝わる寺院法式の考察である。当時の法華各門家教団は、旧佛教教団にみられるような発達した自治制はみられず。高僧へ住持による人格的統制が強く、法式の制定当事者が高僧であつたことにも顯著に反映されてゐる。この点は次項で述べた淨土宗寺院にもいえることである。次いで、日朗門流にわかる法華寺院の代表的寺院法式として、応永元年へ一三九四の「本成寺規式」と天文十一年へ一五四二の「本能寺法度」の二通りの法式をあげて検討し、前者を「地方鄙型法式」、後者を「中央鄙型法式」と名づけ、これらに寺院法式を三つの型に分類して整理した。また、法式にみられる禁制条目を十三項目に整理し、それをさらについて詳説したが、從来「悪口罪」は「御成敗式目」で独自のもので、式目以後においても各法系の中にもその「悪口」禁止の規定の実例はきわめて稀であるといわれているが、しかし、少なくとも当時の法華各門家教団における法式

では「悪口罪」については決して稀な条文で

はなかつたこと、また、打御・双傷に關して

本能寺の法式には、猶予付き罪料法がみられ

とくに打御では打御被害者側に加害者側よ

りむしろ非があるといふ。当時の本能寺の暴

力への考之方からか之、幕府法の暴力への

考立方と相違すること、さらに刀杖執持に關

して法華伝道は諫晚運動を主軸とし、刀杖

執持が折伏行勸として理論づけられてきたの

で、刀杖執持にはきやめて寛大な面があつた

点なども指摘した。そして本能寺の法式に付

うれる「大犯三箇条」に言及し、その内容は

流動的ではあつたか。日隆時代には女犯肉食

・博奕・盜犯であつてこそ論じ、次に

京都妙顕寺の後住選住の一件をとりあげ

ながら、「闇」の問題に言及し、闇は本来「

私曲之恩」の対極にあつて公正と貫く手段として行わざが、しかし、

顕寺後住選住の闇の考察により、「こには「妙

仙意」と問ひながらも人爲性が働くていよいよ点

古指摘し、後継問題が寺院内部のある種の權

力闘争にまきこまれ、一層レガ神魔の武器と

して剣用之れたことを明らかにした。

おり

に法式にみられる罪科に触れ、原則的には追

放先を指定する流罪をもたらす追放で、一

期レーベ永代レの追放と期限付キ追放つまりや

がては寺家社会への復帰を肯定する追放であ

つ石工と、中央都型法式では永代追放で、地

方都型法式では非法行為の内容に基づいての

追放期間の差異が認められること、さらに罪

人を専家から排除つまり追放するかたちをと

る反面、一方では料錢レを納めることによ

り罪を帳消しにする免罪法をこうれていたこ

となどと明らかにした。この「追放」と「料

錢」を刑罰觀念の始源といふてゐる「追放」の法

史的変遷から

①禊祓

祓

②祓の物をあら人に斜する祓

のよう理解し、とくに③は罪を払うために

④祓の物をあら人に斜する祓

⑤料錢

罪人

淨化の清祓を行ふ費用の祓祭物料を罪人に出させるもので、罪を淨化するための祓祭物料としての錢は、次第に錢と水 자체に淨化能力をもたせることになり、その呪術的淨化信仰といつたものが、罪料としての料錢とを指摘した。

次へ三の項は、淨土宗の開祖法然房源空の門下諸流のうち、弁長上祖とする鎮西流白旗派の流れを汲む寺院の寺院法式についての考察である。先ず白旗狐寺院の法式を整理し、高僧へ住持等により定められた主な法式をあげて詳論した。とくに三河の淨土宗の名刹大樹寺には開山愚底の定めた四通の法式がみられ、淨土宗にとつて貴重な法式である文龜元年へ一五〇一の「大樹寺勤行式定」レにも倣まれてゐる。また、同じく三河の愚底の師了曉開山の大運寺の法式と愚底の法式定めたが、開運などにも言及した。大樹寺の寺院法規は、明応永正年間に愚底により法式が定め

られたりことによつて整うことにならるが。この

時期はまだ松平氏党主松平長親による田地の寄進。灯明錢・定旨錢などの寄進。そして寺

による土地の買得などにより寺領も増し。こ

に寺院基盤が一応確立されるとさへもあつた点などに触れ。次いで法式にみられする禁制条目を十項目に整理し。それを此について論じた。とくに注目されるのは「口論」に対する點などと指摘し。法陸寺の一縷の兩成敗法や。寺

院社会以外の事例などに言及し。応永二十一

年へ一四一四の「五島住人等一揆契約状案」にみられる喧嘩鬭争は双方を成敗するとい

うこの事例は、從来兩成敗法の初見であるとい

いわれる。一揆契約状などの中に兩成

敗法が登場するといふ事実は、すでに鎌倉期

へ永久寺の事例から寺院社会におひて行わ

れていた兩成敗法の影響を多分に受けたのも

のではなくかとかとの考証を示した。おわり

に室町後期下総の弘経寺の了暁にづなる人

久の活躍がとくに目立ち、彼等によりこの時

期に寺院法式が定められ、寺院の統制組織化

がなされ、やがては白旗派は他派を圧して全

淨土宗を風靡していつた点を指摘した。

はお付録として本論文で触れた寺院法式の中でもとくに重要なと思われる法式へ法式の

全文あるいはそれに近いからちで触れたもの

は除いた)を「中世寺院法式集」にしてあり

た。

これまで史料の蒐集・整理・勘案に努めな

が5一応の体系を見出すことの意義を覚えて

当面の研究を寺院法研究の基礎的作業である

多數決制を根幹とした寺院集会法と寺院法式

に局限して考察し反ものが本論文である。以

上の実証的方法によつてその実態はほぼ明瞭に止め得るものと考えてい